

令和6年11月6日

一般社団法人播磨自然高原クラブ

山上直也理事 ほか理事 様

一般社団法人播磨自然高原クラブ

代表理事 岡庭 晋司



通告書（無効な理事会招集のこと）

貴殿らから令和6年11月3日付発、11月5日付着「臨時理事会招集通知」が発されている。

この招集通知は、一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下法と言う）第93条及び定款第31条第2項を根拠としているが、定款第31条第2項は「招集権者に対して理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。」との定めであり、その定めをもって招集通知の根拠とはならない。

全くの**不当行為であり、通知は無効であることを通告する。**

貴殿らの「臨時理事会招集通知」は、法第93条第1項及び定款第31条第1項に定める、招集権を有するもの（代表理事）の通知でなく無効である。

仮に招集権者の通知であっても、理事会招集通知は法第94条第1項の定めにより「理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。」とあり、11月10日理事会を11月3日付通知（11月5日着）はこの定めを遵守していない。重ねての不当行為である。

貴殿らの繰り返す不当行為は高原クラブの運営を妨害し、秩序を著しく乱す行為であり、その対策に要した費用は損害として請求せざる得ないことを通告する。

以上